○須高行政事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例

（昭和40年12月３日条例第５号）

改正　昭和45年９月30日　条例第６号

昭和52年６月15日　条例第３号

昭和61年３月24日　条例第１号

平成29年２月27日　条例第１号

令和５年２月28日　条例第９号

（目的）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第２項の規定に基づき、職員の特殊勤務手当に関する事項を定めることを目的とする。

（特殊勤務手当に関する規定）

第２条　職員の特殊勤務手当については、須坂市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和32年条例第８号）の例による。

附　則

この条例は、公布の日から施行し、昭和40年10月１日から適用する。

附　則（昭和45年９月30日条例第６号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和45年９月１日から適用する。

附　則（昭和52年６月15日条例第３号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和61年３月24日条例第１号）

この条例は、昭和61年４月１日から施行する。

附　則（平成29年２月27日条例第１号）

この条例は、平成29年４月１日から施行する。

附　則（令和５年２月28日条例第９号抄）

この条例は、令和５年４月１日から施行する。